

出席停止となる学校感染症

●第一種学校感染症 出席停止期間「治癒するまで」

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

※新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(新型コロナウイルス感染症)及び新感染症も含む。

【新型コロナウイルス感染症対策による出席停止について】(令和3年9月現在)

発熱やかぜの症状等(せき、のどの痛み、呼吸困難、においや味を感じない等)、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合や、濃厚接触者と特定された場合等においても、「新型コロナウイルス感染症対策による出席停止届」の提出により出席停止扱いとみなすことができます。

出席停止期間

発熱やかぜ症状等 ⇒「医師が感染の恐れがないと認めるまで」

目安：無症状(発熱やかぜの症状がない状態)で1日経過するまで

その他 ⇒「医療機関や保健所が指示するまで」

●第二種学校感染症

病名	出席停止期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (*発症した日/解熱した日を0日目、翌日を1日目と数える)
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

●第三種学校感染症 出席停止期間「症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで」

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染等)

※「その他の感染症」は、「学校では通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要がある時に限り出席停止となる」として定められている。